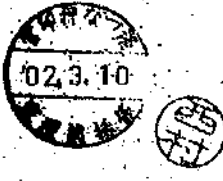


決裁・供覧

件名	文書回答事案事績整理票 (B2020-011)		文書番号	
	別紙1参照			
起案	起案日		受付日	
	部署	国税庁-東京国税局. 課税第一部 審理課	決裁	決裁処理期限日
案	起案者	佐藤 朋子	決裁	決裁日
	連絡先	内線	施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	共通 (課税関係)	施行	施行日
	中分類	文書回答関係書類	施行	施行先
	名称(小分類)	別紙2参照	施行	施行者
取扱区分	秘密区分		施行	取扱上の注意
	秘密期間終了日		格付け	機密性格付け 2
	指定事由		格付け	取扱制限
				保存
決裁・供覧欄			保存	保存期間満了時期 令和12年12月31日
備考欄	関係通達等：平成14年6月28日付課審1-14ほか8課共同「事前照会に対する文書回答の事務処理手続等について（事務運営指針）」			
	02.03.09 決裁了。 02.03.10 照会者へ 文書送達。 02.03.12 行内照会 通知発行。 02.03.20 HP掲載。			



	東京国税局 課税第一部 審理課 上竹 良彦 (課長【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 個人課税課 芦田 真一 (課長【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 個人課税課 審査指導係 大足 悠一郎 (係長【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 個人課税課 切通 哲也 (課長補佐【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 個人課税課 総務係 寺田 久人 (係長【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 個人課税課 西村 昇 (課長補佐【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 個人課税課 井田 幸喜 (主査 (国税実査官)) 【済】
決	東京国税局 課税第一部 個人課税課 審査指導係 大足 悠一郎 (係長【局】) 【済】
裁	東京国税局 課税第一部 審理課 佐藤 朋子 (国税実査官【局】) 【済】
	東京国税局 課税第一部 審理官 木本 正樹 (審理官) 【済】
	東京国税局 課税第一部 審理課 落合 秀行 (課長補佐【局】) 【済】
供	東京国税局 課税第一部 審理課 大園 篤士 (総括主査 (国税実査官)) 【済】
覧	東京国税局 課税第一部 審理課 前田 睦人 (主査 (国税実査官)) 【済】
欄	

件名のことについて、決裁文書案に添付した文書回答事績整理票のとおり、その検討内容に基づき文書回答してよろしいか伺います。

(決裁参考)

本件は、[REDACTED]に翔町税務署へ提出されたブルデンシャル生命保険株式会社からの「取引等に係る税務上の取扱い等に関する事前照会」(相続等に係る米ドル建保険年金の邦貨換算及び所得計算について)について、照会者に文書回答するものである。

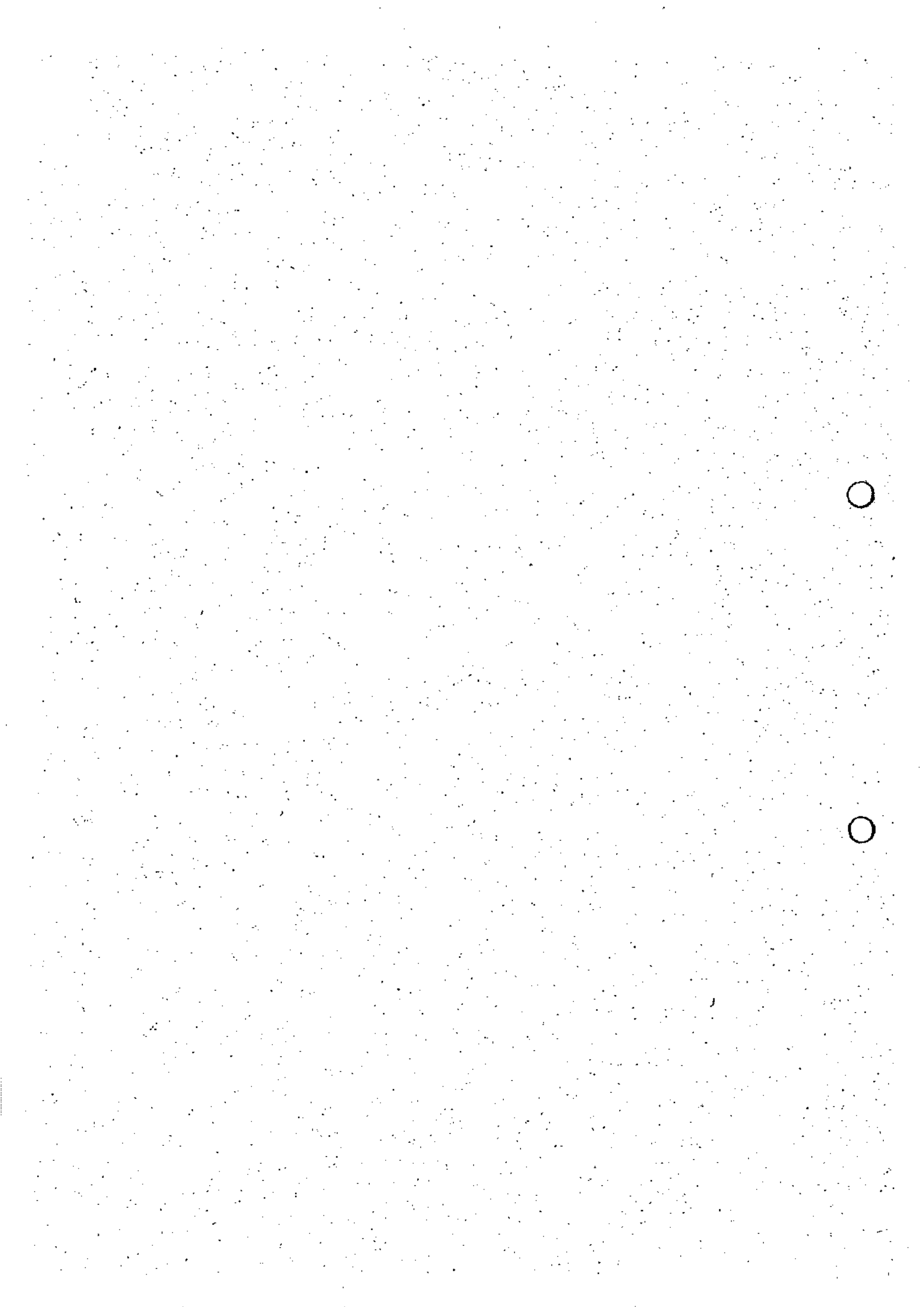
なお、決裁終了後において、処理年月日を追記します。

伺  
い  
文

文書番号	
名称(小分類)	【令和2年】文書回答事案(HP掲載分)【電子】
共同起案者欄	

令和2年3月9日に処理年月日「2. 3. 9」を追記。

決裁終了後追記事項欄



(様式1-1)

文書回答等を行う事前照会の事績整理票

項目コード ST2800

(起案日)

■申告所得税(譲渡除く)

源泉所得税

資産税(譲渡・相続・贈与)

法人税

消費税等 その他

決裁 (合議) 欄	課名	課長	審理官	課長補佐・機括主査	専門官・主査	係長	係員
	決裁日( )						
	審理課						
	決裁日( )						
	課						
	決裁日( )						
	課						

整理番号 B2020-011

局名	東京局 審理課	関係課		担当者	
担当者	佐藤 朋子 (内線)				

照会者	納税者	(照会者名) プルデンシャル生命保険㈱	照会年月日	
	団体等		審査開始日	
	その他	代表取締役 濱田 元房		

【照会事項】

相続等に係る米ドル建保険年金の邦貨換算及び所得計算について

【事実関係】

プルデンシャル生命保険株式会社(以下「照会者」という。)が販売している米ドル建保険(以下「本件商品」という。)は、保険料の払込みを米ドル建で行い、保険期間中に被保険者が死亡した場合に、その契約内容に従って保険契約者が指定した一定の親族等に米ドル建の年金が支払われるものである。

照会者は、当該年金(所得税法施行令第185条《相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算》第1項に規定する旧相続税法対象年金以外の年金である。以下「本件年金」という。)の支払を受ける者(以下「受取人」という。)が本件年金に係る保険金受取人等(同条第3項に規定する保険金受取人等をいう。以下同じ。)に該当する場合における本件年金に係る雑所得の金額の計算方法について、照会に及んでいる。

なお、照会の本件年金は、年金の支払開始日において支払総額が確定している確定年金であることを前提とする。

【照会要旨】

受取人のその支払を受ける各年分の本件年金に係る雑所得の金額の計算について、下記3のとおり取り扱って差し支えないか。

【回答要旨等】

1 回答要旨

本件照会の事実を前提とする限り、照会者の見解のとおり取り扱って差し支えない。

2 文書回答の方向性

本件照会に対しては、上記1のとおり貴見のとおりで差し支えない旨の文書回答を行うこととしたい。

ただし、次のことを申し添える。

(1) 照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがある。

(2) この回答内容は東京国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない。

処理年月日

2・●・●

処理態様

文書回答・非文書回答(口頭回答=有・無)

局 WAN

要・否



【検討内容】

1 事実関係

本件商品の概要は、次のとおりである。

(1) 保険契約上取り扱う通貨

本件商品に係る保険契約の取扱通貨は、米ドルとする。

(2) 年金の支払

イ 本件年金の支払事由等は、次のとおりである。

年金の種類	支払事由	支払額	受取人
確定年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	年金月額	保険契約者が指定した一定の親族等

なお、満期返戻金の支払はない。

ロ 本件年金は、被保険者の死亡日以後最初に到来する月単位の契約応当日の前日（以下「年金開始日」という。）以後、保険期間満了日まで毎月、年金開始日以後の月単位の契約応当日の前日に支払う。

ハ 本件年金の支払事由が生じた場合、当該支払事由が生じた日に、保険契約に係る一切の権利義務が受取人に承継されるものとする。

(3) 年金の請求、支払の手続

イ 本件年金の支払事由が生じた時は、保険契約者又は受取人は、速やかに照会者に通知する。

ロ 受取人は、本件年金の支払事由が生じた時は、所定の書類を提出し、本件年金を請求する。

(4) 保険料の払込み

保険料は、払込期間中、被保険者が生存している間、月払い、年払い又は半年払いの金額を金融機関等の口座振替による払込み等の方法に従って払い込む。

2 関係法令等

(1) 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について

生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者が、当該年金に係る保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算は、次のとおり行うこととされている（所得税法施行令第185条第2項）。

イ 総収入金額算入額

その年に支払を受ける年金の額のうち、確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金の種類に応じて、その年金に係る課税割合とその年金の支払総額又は支払総額見込額を基に計算した支払年金対応額の合計額に限り、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

ロ 必要経費算入額

必要経費に算入する金額は、その生命保険契約等に係る保険料のうち、その総収入金額算入額に対応する部分とされ、具体的には、当該総収入金額算入額に、年金の支払総額又は支払総額見込額のうち保険料の総額の占める割合（以下「必要経費割合」という。）を乗じて計算した金額とされている。

（本業以下余白）

〔計算式〕・・・確定年金の場合

(イ) 総収入金額算入額

$$\text{総収入金額算入額 (A)} = \text{確定年金の支払総額 (B)} \times \text{経過年数}$$

$$\text{雑所得の金額} = \text{確定年金の支払総額 (B)} \times \text{課税割合} \div \text{課税単位数}$$

・ 課税割合 … 相続税評価割合に応じた一定の割合

$$\text{課税単位数} = \text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2$$

(ロ) 必要経費算入額

$$\text{必要経費算入額 (C)} = \text{総収入金額算入額 (A)} \times \text{課税割合}$$

$$\text{必要経費} = \text{保険料の総額} \div \text{確定年金の支払総額 (B)}$$

※ 小数点以下2位まで算出し、3位以下切上げ。

$$(ハ) \text{雑所得の金額} = \text{総収入金額算入額 (A)} - \text{必要経費算入額 (C)}$$

## (2) 外貨建取引の換算について

居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。）を行った場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額は、当該外貨建取引を行った時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算することとされている（所得税法第57条の3第1項）。

また、上記による円換算は、取引日における対顧客直物電信売相場（TTS）と対顧客直物電信買相場（TTB）の仲値（TTM）によることとされている（所得税基本通達57の3-2）。

## 3 検討（本件年金に係る邦貨換算及び所得計算について）

雑所得の金額は、総収入金額から必要経費を控除した金額とされているところ（所得税法第35条第2項第2号）、この総収入金額と必要経費の額は日本円で計算することを前提としているものと考えられる。そのため、保険料の払込み及び年金の支払が米ドルで行われる本件年金に係る雑所得の金額の計算においても、同法施行令第185条において定められている計算方法に従って行うとともに、邦貨換算した総収入金額算入額と必要経費算入額を算定する必要がある。

この点、本件年金に係る邦貨換算及び所得計算については、次の方法により行うことが合理的と考える。

### (1) 総収入金額算入額を算定する際の邦貨換算

生命保険契約等に基づき支払われる年金については、原則としてその年に支払を受ける年金の額が総収入金額となり、これが外貨で支払われたとしても、その支払日における為替レート（TTM）で邦貨換算すればよく、この点について特段の疑義は生じない。

一方、生命保険契約等に基づき支払われる年金（旧相続税法対象年金を除く。）で保険金受取人等が支払を受けるもの（以下「相続税法対象年金」という。）については、課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分を総収入金額に算入することとされており、本件年金のように年金の支払開始日において支払総額が確定している年金（確定年金）の場合、その算入額は、上記2(1)の計算式(イ)のとおり、「確定年金の支払総額」を基礎として算定することとされている（所得税法施行令第185条第2項第1号）。

ここでいう「確定年金」が年金の支払開始日において支払総額が確定している年金であること

(所得税法施行令第 185 条第 1 項第 1 号) からすれば、「確定年金の支払総額」についても年金の支払開始日における支払総額であるところ、上記 2 (1) の計算式(ロ)のとおり、「確定年金の支払総額」は必要経費算入額の算定にも用いられるものであり、年金の支払が外貨建てで行われる場合には、年金の支払開始日における為替レート (TTM) で邦貨換算した金額になると考えられる。しかしながら、相続税法対象年金の場合に、「確定年金の支払総額」を年金の支払開始日における為替レート (TTM) で邦貨換算した金額とすると、その後に支払を受ける年金の額についても年金の支払開始日における為替レート (TTM) で換算したものとなり、結果的に各年金支払日における為替レートの変動を反映したものとはいえないこととなる可能性がある。

この点、所得税法施行令第 185 条第 1 項第 8 号に規定する年金の支払総額のうち保険料の総額の占める割合 (必要経費割合) は、必要経費の額 (保険料の総額) を年金支払期間に応じて比例的に配賦することを擬制する技術的なものであることからすれば、必要経費割合の算定に当たって総収入金額や必要経費の額のように邦貨換算額で算定することが絶対的に求められているとまでは解されず、原則的には邦貨換算額で算定するとしても、年金の支払が外貨建てで行われる相続税法対象年金のように、年金の支払総額を邦貨換算額で算定することが困難又は不合理な結果となる事例においては、他の合理的な算定方法も許容されると考えられる。

これらの点を踏まえると、本件年金に係る所得計算において総収入金額に算入する金額は、米ドル建ての「確定年金の支払総額」を基礎として「総収入金額算入額」を算定した上で、本件年金が支払われる各年の為替レートで邦貨換算した金額とするのが相当である。

なお、この場合の換算レートは、本件年金の支払が毎月行われることに鑑み、所得税基本通達 57 の 3-7 《国外で業務を行う者の損益計算書等に係る外貨建て取引の換算》の考え方を準用し、照会者が本件年金について統一的かつ継続的に取り扱うことを前提として、その年の年末の為替レート (TTM) 又はその年の為替レート (TTM) の平均値を使用して差し支えないものとする。

## (2) 必要経費算入額を算定する際の邦貨換算

相続税法対象年金に係る所得計算において必要経費に算入する金額は、その年の年金支払額 (総収入金額算入額) に必要経費割合を乗じた金額とされているところ (所得税法施行令第 185 条第 1 項第 8 号、同条第 2 項)、確定年金に係る必要経費割合の算定の分母となる「年金の支払総額」は、上記 (1) で述べたとおり、年金の支払開始日における「確定年金の支払総額」である。そして、本件年金に係る所得計算においては、「総収入金額算入額」は米ドル建ての「確定年金の支払総額」を基礎として算定することを相当としているので、必要経費割合の算定においても米ドル建ての「確定年金の支払総額」を用いることが合理的と考える。

一方、必要経費割合の算定の分子となる「保険料の総額」は、本来は各保険料支払日における為替レート (TTM) で邦貨換算した金額の合計額が相当であると考えられるが、本件年金に関しては、分母となる「確定年金の支払総額」を米ドル建ての金額としていることから、分子についても米ドル建ての金額とせざるを得ず、また、上記 (1) で述べたとおり、必要経費割合が技術的なものであることに鑑みれば、必ずしも各保険料支払日における邦貨換算額の合計額と一致しなければならないものではないと考える。

したがって、本件年金に係る所得計算において必要経費に算入する金額は、上記 (1) で算定した「総収入金額算入額」 (邦貨換算額) に、米ドル建ての「保険料の総額」及び「確定年金の支払総額」を基に算定した必要経費割合を乗じた金額とするのが相当である。

(参考) 本件年金に係る雑所得の金額の計算例

本件年金の支払が4年目の場合の雑所得の金額の計算例を示すと、次のとおりとなる。

〔例〕

- ・ 加入年齢：30歳、死亡年齢：50歳（X1年）
- ・ 保険期間：30年
- ・ 年金支払期間：10年（月額1,000米ドル）
- ・ 確定年金の支払総額：120,000米ドル
- ・ 掛金：月額 25米ドル（保険料の総額 6,000米ドル）
- ・ 課税割合：11%（相続税評価割合 88%）
- ・ 課税単位数：45（= 10年 × (10年 - 1年) ÷ 2）
- ・ 経過年数：3年（X4年）
- ・ X4年のT T M：115円

(イ) 総収入金額算入額・・・101,198円

確定年金の支払総額（120,000ドル）× 課税割合（11%）÷ 課税単位数（45）  
＝ 課税単位当たりの金額（293.33ドル）

↓  
課税単位当たりの金額（293.33ドル）× 経過年数（3年）  
＝ 総収入金額算入額（879.99ドル）

↓（邦貨換算・・・879.99ドル × 115円）

総収入金額算入額（101,198円）

(ロ) 必要経費算入額・・・5,060円

保険料の総額（6,000ドル）÷ 確定年金の支払総額（120,000ドル）  
＝ 必要経費割合（0.05）

↓  
総収入金額算入額（101,198円）× 必要経費割合（0.05）  
＝ 必要経費算入額（5,060円）

(ハ) 雑所得の金額・・・96,138円

(イ) 総収入金額算入額（101,198円）－ (ロ) 必要経費算入額（5,060円）  
＝ 雑所得の金額（96,138円）

#### 4 結論

##### (1) 本件照会について

以上の検討内容のとおり、照会者の見解のとおり取り扱って差し支えない。

##### (2) 文書回答の方向性

本件照会に対しては、上記(1)のとおり貴見のとおりで差し支えない旨の文書回答を行うこととしたい。

ただし、次のことを申し添える。

イ 照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがある。

ロ この回答内容は東京国税局としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない。

(以上)

## 関係法令

## ○ 所得税法（抄）

（雑所得）

第三十五条 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。

2 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

二 その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額

3・4 略

（外貨建取引の換算）

第五十七条の三 居住者が、外貨建取引（外国通貨で支払が行われる資産の販売及び購入、役務の提供、金銭の貸付け及び借入れその他の取引をいう。以下この条において同じ。）を行つた場合には、当該外貨建取引の金額の円換算額（外国通貨で表示された金額を本邦通貨表示の金額に換算した金額をいう。次項において同じ。）は当該外貨建取引を行つた時における外国為替の売買相場により換算した金額として、その者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

2・3 略

## ○ 所得税法施行令（抄）

（相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算）

第八十五条 第八十三条第三項（生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等）に規定する生命保険契約等（以下この項及び次項において「生命保険契約等」という。）に基づく年金（同条第一項に規定する年金をいう。以下この条において同じ。）の支払を受ける居住者が、当該年金（当該年金に係る権利につき所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条（相続税法の一部改正）の規定による改正前の相続税法（昭和二十五年法律第七十三号。次条第一項において「旧相続税法」という。）第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定の適用があるもの（次項において「旧相続税法対象年金」という。）に限る。）に係る保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第八十三条第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

一～七 略

八 その年に支払を受ける当該年金（当該年金の支払開始の日における当該年金の支払を受ける者（次号において「当初年金受取人」という。）が当該居住者である場合の年金に限る。）の額（第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。）に、イに掲げる金額のうちロに掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額は、その年分の雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

イ 次に掲げる年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) その支払開始日において支払総額が確定している年金 当該支払総額

(2) その支払開始日において支払総額が確定していない年金 第二号から第五号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎と

なるべき支払総額見込額

ロ 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額

九 その年において支払を受ける当該年金の当初年金受取人が当該居住者以外の者である場合におけるその年分の雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、当該年金の額（第一号から第六号までの規定により総収入金額に算入される部分の金額に限る。）に、当該当初年金受取人に係る当該年金の支払開始の日における第百八十三条第一項第二号又は前号に規定する割合を乗じて計算した金額とする。

十 当該生命保険契約等が年金のほか一時金を支払う内容のものである場合には、第八号ロに掲げる保険料又は掛金の総額は、当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額に、同号イ（1）又は（2）に定める支払総額又は支払総額見込額と当該一時金の額との合計額のうちに当該支払総額又は支払総額見込額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

十一 第八号及び前号に規定する割合は、小数点以下二位まで算出し、三位以下を切り上げたところによる。

2 生命保険契約等に基づく年金の支払を受ける居住者が、当該年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る保険金受取人等に該当する場合には、当該居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、第百八十三条第一項の規定にかかわらず、次に定めるところによる。この場合において、必要経費に算入する金額の計算については、前項第八号から第十一号までの規定を準用する。

一 その年に支払を受ける確定年金の額（第七号の規定により総収入金額に算入される金額を除く。）のうち次に掲げる確定年金の区分に応じそれぞれ次に定める金額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に算入する。

イ 相続税評価割合が百分の五十を超える確定年金 一課税単位当たりの金額（当該確定年金の支払総額に課税割合を乗じて計算した金額を課税単位数（残存期間年数に当該残存期間年数から一年を控除した年数を乗じてこれを二で除して計算した数をいう。）で除して計算した金額をいう。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額の合計額

ロ 相続税評価割合が百分の五十以下の確定年金 当該確定年金の支払を受ける日の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

（1） その支払を受ける日が特定期間（その支払開始日から特定期間年数を経過する日までの期間をいう。ロにおいて同じ。）内の日である場合 当該確定年金の支払総額を総単位数（特定期間年数に残存期間年数を乗じて計算した数をいう。）で除して計算した金額（ロにおいて「一単位当たりの金額」という。）に経過年数を乗じて計算した金額に係る支払年金対応額

（2） その支払を受ける日が特定期間の終了の日後である場合 当該確定年金に係る一単位当たりの金額に特定期間年数を乗じて計算した金額から一元を控除した金額に係る支払年金対応額

二～七 略

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険金受取人等 次に掲げる者をいう。

イ 相続税法第三条第一項第一号（相続又は遺贈により取得したものとみなす場合）に規定する保険金受取人

ロ 相続税法第三条第一項第五号に規定する定期金受取人となつた場合における当該定期金受取



人

- ハ 相続税法第三条第一項第六号に規定する定期金に関する権利を取得した者
- ニ 相続税法第五条第一項（贈与により取得したものとみなす場合）（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する保険金受取人
- ホ 相続税法第六条第一項（贈与により取得したものとみなす場合）（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する定期金受取人
- ヘ 相続税法第六条第三項に規定する定期金受取人
- ト 相続、遺贈又は個人からの贈与により保険金受取人又は定期金受取人となつた者

二 調整年数 残存期間年数又は支払開始日余命年数の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいう。

- イ 十年を超え十五年以下の場合 一年
- ロ 十五年を超え二十五年以下の場合 五年
- ハ 二十五年を超え三十五年以下の場合 十三年
- ニ 三十五年を超え五十五年以下の場合 二十八年

三 相続税評価割合 当該居住者に係る年金の支払総額又は支払総額見込額（前項第二号から第五号までの規定によりその年分の雑所得に係る総収入金額に算入すべきものとされる金額の計算の基礎となるべき支払総額見込額をいう。）のうち当該年金に係る権利について相続税法第二十四条（定期金に関する権利の評価）の規定により評価された額の占める割合をいう。

四 課税割合 相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合をいう。

- イ 相続税評価割合が百分の五十を超え百分の五十五以下の場合 百分の四十五
- ロ 相続税評価割合が百分の五十五を超え百分の六十以下の場合 百分の四十
- ハ 相続税評価割合が百分の六十を超え百分の六十五以下の場合 百分の三十五
- ニ 相続税評価割合が百分の六十五を超え百分の七十以下の場合 百分の三十
- ホ 相続税評価割合が百分の七十を超え百分の七十五以下の場合 百分の二十五
- ヘ 相続税評価割合が百分の七十五を超え百分の八十以下の場合 百分の二十
- ト 相続税評価割合が百分の八十を超え百分の八十三以下の場合 百分の十七
- チ 相続税評価割合が百分の八十三を超え百分の八十六以下の場合 百分の十四
- リ 相続税評価割合が百分の八十六を超え百分の八十九以下の場合 百分の十一
- ヌ 相続税評価割合が百分の八十九を超え百分の九十二以下の場合 百分の八
- ル 相続税評価割合が百分の九十二を超え百分の九十五以下の場合 百分の五
- ヲ 相続税評価割合が百分の九十五を超え百分の九十八以下の場合 百分の二
- ワ 相続税評価割合が百分の九十八を超える場合 零

五 特定期間年数 残存期間年数又は支払開始日余命年数に相続税評価割合の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合を乗じて計算した年数から一年を控除した年数（当該年数に一年未満の端数を生じたときは、これを切り上げた年数）をいう。

- イ 相続税評価割合が百分の十以下である場合 百分の二十
- ロ 相続税評価割合が百分の十を超え百分の二十以下である場合 百分の四十
- ハ 相続税評価割合が百分の二十を超え百分の三十以下である場合 百分の六十
- ニ 相続税評価割合が百分の三十を超え百分の四十以下である場合 百分の八十
- ホ 相続税評価割合が百分の四十を超え百分の五十以下である場合 一

4 第八十三条第四項の規定は、第一項第八号ロ又は第十号に規定する保険料又は掛金の総額につ

いて準用する。

## ○ 所得税基本通達（抄）

（外貨建取引の円換算）

57の3—2 法第57条の3第1項（（外貨建取引の換算））の規定に基づく円換算（同条第2項の規定の適用を受ける場合の円換算を除く。）は、その取引を計上すべき日（以下この項において「取引日」という。）における対顧客直物電信売相場（以下57の3—7までにおいて「電信売相場」という。）と対顧客直物電信買相場（以下57の3—7までにおいて「電信買相場」という。）の仲値（以下57の3—7までにおいて「電信売買相場の仲値」という。）による。

ただし、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係るこれらの所得の金額（以下57の3—3までにおいて「不動産所得等の金額」という。）の計算においては、継続適用を条件として、売上その他の収入又は資産については取引日の電信買相場、仕入その他の経費（原価及び損失を含む。以下57の3—4までにおいて同じ。）又は負債については取引日の電信売相場によることができるものとする。

（注）1 電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その者の主たる取引金融機関のものによることとするが、合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。

2～5 略



## 文書回答事案(ホームページ掲載文等)の決裁説明

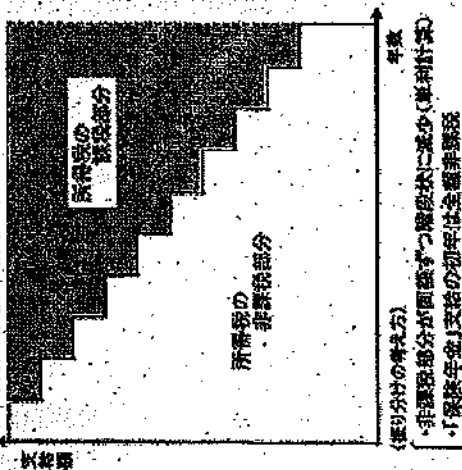
～ 相続等に係る米ドル建保険年金の邦貨換算及び所得計算について ～

### 1 事案の概要(照会要旨)

ブルデンシヤル生命保険株式会社(以下「照会者」という。)が販売している米ドル建保険は、保険料の払込みを米ドル建で行い、被保険者が死亡した場合に、受取人として指定された親族に米ドル建の年金(以下「本件年金」という。)が支払われるものである。  
 受取人が照会者から支払を受ける本件年金に係る邦貨換算及び雑所得の金額の計算はどのようなように行うか。

### 2 相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算(所令185)

所得税の課税・非課税の振り分けのイメージ



[計算式]・・・確定年金の場合

#### イ 総収入金額算入額

$$\begin{aligned} \text{総収入金額算入額 (A)} &= \text{総収入金額} \times \text{経過年数} \\ &= \text{確定年金の支払総額 (B)} \times \text{課税割合} \div \text{課税単位数} \end{aligned}$$

#### ロ 必要経費算入額

$$\text{必要経費算入額 (C)} = \text{課税単位数} \times \text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1 \text{年}) \div 2$$

#### ハ 雑所得の金額

$$\begin{aligned} \text{雑所得の金額} &= \text{総収入金額算入額 (A)} - \text{必要経費算入額 (C)} \\ &= \text{保険料の総額} \div \text{確定年金の支払総額 (B)} \times \text{必要経費算入額 (C)} \end{aligned}$$

※ 小数点以下2位まで算出し、3位以下切り上げ。

### 3 回答要旨

総収入金額に算入する金額は、米ドル建の「確定年金の支払総額 (B)」を基礎として「総収入金額算入額 (A)」を算定した上で、本件年金が支払われる各年の為替レートで邦貨換算した金額とするのが相当である。また、必要経費に算入する金額は、当該「総収入金額算入額」(邦貨換算額)に、米ドル建の「保険料の総額」及び「確定年金の支払総額 (B)」を基に算定した必要経費割合を乗じた金額とするのが相当である。